

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9224)
処分課（担当）名	大阪市立住まい情報センター 指定管理者：大阪市住宅供給公社・アクティオ共同事業体
処分の名称	住まい情報センターの施設に係る使用許可の取消し
概要	大阪市立住まい情報センターの施設の適正な利用のため、指定管理者は、大阪市立住まい情報センター条例第8条及び第9条の各号のいずれかに該当する場合、使用許可の取り消し等を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立住まい情報センター条例第9条（平成11年3月17日条例第30号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	大阪市立住まい情報センター条例 (使用許可の制限) 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (3) 管理上支障があるとき (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (5) その他不相当と認めるとき (使用許可の取消し等) 第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。 (1) 偽りその他不正の手段により第7条の許可(以下「使用許可」という。)を受けたとき (2) 前条各号に定める事由が発生したとき (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	<ホール・研修室> https://www.osaka-angenet.jp/facility
備考	